

## 【現行の佐倉市空家等対策計画における空家対策の実施状況】

基本方針	施策	施策の内容	実施有無	実施状況
1 予防の推進	(1) 市民意識の醸成・啓発	ア 市民への情報発信	○	・空家パンフレットの作成・配布（「あなたの空き家大丈夫ですか」） 令和4年度 800部（H29～）
		イ 地域を単位としたきめ細かな対応	○	・自治会と連携した空き家セミナーの開催（令和4年度 2地区）
		ウ 生前相続対策の推進	○	・自治会と連携した空き家セミナーの開催（令和4年度 2地区） ・空き家（不動産）相談会の開催（令和4年度 2回） ・高齢者施設へ空き家パンフレットを配置
		エ 相続登記の推進	○	・住民票死亡届時に配布する「おくやみハンドブック」に案内を記載（令和4年度）
	(2) 住宅ストックの良質化の推進	ア 既存住宅の質の向上	○	・市各部署のリフォーム制度を集約した「住まいの関連補助制度一覧」を作成・配布 ・中古住宅リフォーム支援事業補助金 平成27年度～ 累計512件 ・空家バンク改修工事補助事業補助金 平成29年度～ 累計 23件
		建築基準法上既存不適格でも工事可能なマニュアルの検討	△	・空家特措法の改正（令和5年）により対応を予定
		イ 狭隘道路対策と連携・連合	△	・空家特措法の改正（令和5年）により対応を予定
	(3) 良好な住環境の保全形成の推進	地域が主体で取り組むまちづくり活動との連携	○	・自治会と連携した空き家セミナーの開催（令和4年度 2地区）
	(4) 適正管理の徹底	ア（ア）所有者等の速やかな把握	○	・空家相談等（実地調査を含む）により自治会や市民からの空き家の情報を把握 令和4年度 179件 ・近隣の聞き取り調査、不動産登記情報の入手、固定資産税情報の照会、住民基本台帳情報の照会、水道契約者の照会 他

## 【現行の佐倉市空家等対策計画における空家対策の実施状況】

基本方針	施策	施策の内容	実施有無	実施状況
		ア(イ)所有者等による適正管理の徹底	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家パンフレットの作成・配布（「あなたの空き家大丈夫ですか」） 令和4年度 800部</li> <li>・住民票死亡届時に配布する「おくやみハンドブック」に案内を記載（令和4年度）</li> <li>・空き家の管理を代行する佐倉市シルバー人材センターと協定書を締結</li> </ul>
		ア(ウ)自主的な改善や除却等の促進	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家特措法に基づく助言等の通知の送付 令和4年度 107件（再通知を含まず）</li> </ul>
		イ 老朽化した「危険な空家等」	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家特措法に基づく助言等の通知及び再通知並びに所有者への電話連絡及び居住先への訪問による指導（メールを含む）（R4 所有者宅訪問 県外 13件 市外 3件）</li> </ul>
2 活用の促進	(1) 活用・流通のための環境整備	ア 所有者への働きかけ ① 情報発信と啓発	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市各部署のリフォーム制度を集約した「住まいの関連補助制度一覧」を作成・配布</li> <li>・固定資産税納税通知書に「空き家バンク」の案内を同封</li> <li>・空家パンフレットの作成・配布（「あなたの空き家大丈夫ですか」） 令和4年度 800部</li> </ul>
		② 地域連携と庁内整備	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家窓口の一元化</li> <li>・地域との連携の仕組みづくりについては進んでいない</li> </ul>
		イ コンサルティング体制の整備	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉司法書士会との空き家の対策に関する協定の締結</li> <li>・宅建協会及び全日不動産協会との協定の締結</li> <li>・空き家（不動産）相談会の開催（令和4年度 2回）</li> </ul>
		ウ 官民連携による資金調達の等の取り組みの推進	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉市住宅相談協議会によるリフォーム相談の実施</li> <li>・住宅金融支援機構によるフラット35との連携（中古住宅リフォーム支援事業）</li> </ul>

## 【現行の佐倉市空家等対策計画における空家対策の実施状況】

基本方針	施策	施策の内容	実施有無	実施状況
	(2) 地域による空家等活用への支援	ア 支援制度の創設	○	・ 空き家等地域貢献活用支援事業補助金
		イ 地域の体制整備や意識改革	○	・ 自治会へ空き家等地域貢献活用支援事業の説明を実施 ・ 自治会との意見交換会を実施 ・ 空き家関連の自治会活動への支援及びコーディネーターの設置は進んでいないが空き家相談の約3割が自治会
	(3) NPO等による空家等活用への支援	NPO等による空家等活用への支援	○	・ 空き家等地域貢献活用支援事業補助金
	(4) さらなる需用喚起のための取り組み	需用喚起のための取り組み	○	・ 空き家バンク事業の実施 ・ 移住・定住情報のホームページによる発信 ・ 先進自治体の研究による検討
3 安心・安全の確保	(1) 特定空家等の予防	空き家の状況把握、所有者への働きかけ、適正管理の醸成	○	・ 空家相談等（実地調査を含む）により自治会や市民からの空き家の情報を把握 ・ 固定資産税納税通知書に「空き家バンク」の案内を同封 ・ 空家特措法に基づく助言等の通知の送付
	(2) 特定空家等の解消に向けた対応	改善に向けた指導、除却や跡地の活用支援	○	・ 空家特措法に基づく助言等の通知及び再通知並びに所有者への電話連絡及び居住先への訪問による指導（メールを含む） ・ 除却や跡地の活用支援の検討は進んでいませんが、「中古住宅解体新築支援事業補助金」は既に運用しています
	(3) 除却	ア 管理者意識の醸成・強化の方策の検討		△
イ 経済的な支援の検討			×	・ 経済的インセンティブの検討が進んでいません
ウ 跡地利用を踏まえた支援の検討			○	・ 空き家バンク物件の除却費助成等を検討中です
エ 狭隘道路対策との連携			△	・ 空家特措法の改正（令和5年）により対応を予定

## 【現行の佐倉市空家等対策計画における空家対策の実施状況】

基本方針	施策	施策の内容	実施有無	実施状況
	(4) 跡地利用	ア 地域等による活用への支援	○	・ 空き家等地域貢献活用支援事業補助金
		イ 小規模の改善促進	○	・ 小規模宅地隣接地取得支援事業補助金
	(5) 空家等対策協議会	特定空家の認定に関する意見聴取	△	・ これまでに該当案件がありません
その他	相談窓口の一元化	相談窓口の設置	○	・ 平成26年度に設置済
	庁内の関係課の連携	庁内の関係課の連携	○	・ 関係部署と連携して対応しています
	空家の実態調査	空家の実態調査の実施	○	・ 空家実態調査（令和4年度） 空き家率約4.3%と推定 ・ 空家の自治会アンケート（令和4年度） 267団体へ依頼
	空家の情報の把握	地域や関係団体との協働により情報の把握	○	・ 空家相談等（実地調査を含む）により自治会や市民からの空き家の情報を把握 令和4年度 180件